

## 奈良県告示第二十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部河川整備課及び奈良県郡山土木事務所に  
おいて縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 河川の名称 一級河川大和川水系蟹川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 令和四年四月二十二日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
大和郡山市野垣内町一六五番地先	土地	一〇七・五四平方メートル